

## 愛媛県待機児童対策協議会の設置及び第1回協議会の開催結果について

愛媛県では、待機児童対策を一層推進することを目的として、県内の保育の受け皿及び保育人材の確保等について市町と共有・連携を図るため、愛媛県待機児童対策協議会を設置し、この度、下記のとおり第1回協議会を開催しましたのでお知らせします。

### 1 愛媛県待機児童対策協議会の設置について

- (1) 設置日 令和2年1月7日（火）
- (2) 構成員 愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長、各地方局地域福祉課長及び県内市町子ども・子育て支援新制度担当課長
- (3) 設置要綱 別添のとおり

### 2 第1回愛媛県待機児童対策協議会について

- (1) 開催日時 令和2年1月28日（火）13：30～15：00
- (2) 開催場所 愛媛県庁第一別館11階会議室
- (3) 議事
  - ① 待機児童発生状況等の現状
  - ② 県が保有する保育士登録情報等の共有について
  - ③ 効率的な監査の実施について
  - ④ 教育・保育給付等関係事務の効率化について
  - ⑤ 病児保育事業のあり方について
  - ⑥ 評価指標（K P I）の策定方針について
  - ⑦ 市町からの提案事項等について

# 愛媛県待機児童対策協議会設置要綱

## (設置目的)

第1条 愛媛県と県内の市町が連携し、県内における待機児童解消に向けた取組を推進するために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第14条第4項の規定に基づき、愛媛県待機児童対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (構成)

第2条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長をもって充てる。
- 3 委員は、県内各市町の子ども・子育て支援新制度担当課長、愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長及び愛媛県各地方局地域福祉課長で構成する。

## (協議事項)

第3条 協議会における協議事項は、別表に掲げる事項から、委員が属する市町の待機児童解消に向けた課題や実情等に応じて、協議会が定める。

## (会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるときは、愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課主幹（保育・幼稚園係を担任するものに限る。）がその職務を代理する。
- 3 会長が認める場合は、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (事務局)

第5条 協議会の事務局は、愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課に置く。

- 2 協議会の庶務は、事務局が行う。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は令和2年1月7日から施行する。

## 別表

### 1 保育の受け皿整備の推進に関すること

- (1) 市町域を越えた児童の受入れのための市町村間の広域利用に係る協定締結を支援すること
- (2) 保育所等への多様な事業主体の参入促進に関すること
- (3) 市町内の保育提供区域ごとの保育所等の整備計画の精査に関すること
- (4) 市町が独自に定める人員配置基準等の上乗せ基準について、保育利用者や学識経験者等の多様な視点を踏まえて検証すること
- (5) 保育所整備や幼稚園の活用等の先進事例の横展開に関すること

### 2 保育人材の確保・資質の向上に関すること

- (1) 必要保育士数と予定確保数の推計や広域的な人材確保策に関すること
- (2) 保育人材が不足している地域の求人票の優先的な紹介等による保育士需給の調整に関すること
- (3) 保育士等キャリアアップ研修についての県研修実施計画の分野別定員数の調整その他の保育士の研修に関すること
- (4) 保育士確保のための広域的な広報活動の推進に関すること

### 3 保育に関する情報の共有・調整等に関すること

- (1) 保育事業者の事務負担軽減のための県の指導監査と市町の確認監査の監査項目の調整に関すること
- (2) 広域的な保育所等の利用が進むよう保育の利用申込みに係るシステムや書類の様式、利用調整に係る基準、保育料等の市町村間の差異を調整すること
- (3) 空き定員の有効活用のため、保育所ごとの空き状況等の保育利用者が必要とする情報の把握及び「見える化」の徹底を行うこと
- (4) 子ども・子育て支援新制度の施行事務に係る情報交換・調整を行うこと

### 4 その他待機児童解消に向けて県及び市町村が連携して取り組む施策の展開に関すること